

「川口市人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会の推進計画」の一部改正について(概要)

1 推進計画とは

平成30年4月の中核市移行により、埼玉県から動物愛護行政が移譲されることに伴い、同年3月29日に、「川口市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）」が議員提案により制定され、同年10月1日から施行された。

そこで、条例で定める基本理念を達成するため、本市の現状や課題を抽出し、設定した目標を着実に実施するための施策や取り組みを示し、本市の動物愛護行政の基盤として、人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会の実現に向け、取り組んでいくための計画を定めたもの。

2 計画の改正について

令和元年6月に、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「令和元年改正法」という。）」が公布され、動物取扱業のさらなる適正化、人に危害を及ぼすおそれのある特定動物の規制強化、動物の虐待等に対する罰則の強化、販売される犬・猫へのマイクロチップの装着等の義務化などが新たに規定された。

さらに、令和2年4月には、国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が改正されたことから、これらの改正内容や市の現状を踏まえ、本計画の一部改正を行うもの。

3 改正の概要

現行計画

【計画期間：平成30年10月1日～令和5年9月30日】

共生社会の推進

- 施策1-1 飼い主の責務及び適正飼養の推進
- 施策1-2 狂犬病予防の推進
- 施策1-3 多頭飼育対策
- 施策1-4 飼い主のいない猫への対応
- 施策1-5 動物の遺棄・虐待対策
- 施策1-6 協力団体・ボランティアとの連携

事業者等の社会的責任の徹底

- 施策2-1 動物取扱業の適正化及び資質の向上
- 施策2-2 特定動物の飼養管理の徹底

殺処分数の減少

- 施策3-1 犬・猫の殺処分の抑制

危機管理体制の強化

- 施策4-1 動物由来感染症対策
- 施策4-2 災害時対応の整備

改正案

【計画期間：令和5年10月1日～令和10年9月30日】

推進計画の改正に伴い追加した内容

- ◆ 狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の周知徹底
- ◆ マイクロチップ等の所有者明示措置の普及促進
- ◆ 多頭飼育事例への関係部署・機関との連携
- ◆ 令和元年改正法により動物の虐待等に対する罰則が強化されたこと等の周知徹底
- ◆ 令和元年改正法で新たに規定された飼養管理基準の周知及び遵守の徹底
- ◆ 販売に供する犬・猫へのマイクロチップ装着徹底
- ◆ 特定動物の愛玩目的での飼養及び保管が禁止されたこと及び特定動物の交雑種が規制対象に追加されたことについての周知徹底
- ◆ SNS等の活用による譲渡の推進
- ◆ 平常時に行うべき対策や災害時の行動に関する普及啓発
- ◆ 災害発生時における関係団体との協力体制の強化